

特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者(児)で、支給要件を満たす方に特別障がい者手当、障がい児福祉手当が支給されます。

特別障がい者手当

■対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がいがある以上重複するか、それと同程度以上の障がいがある、在宅で20歳以上の重度障がい者

- ①両眼の視力の和が0.04以下
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができない程度か立ち上がることのできない程度の障がいを有する

⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がい、または長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑦精神の障がい以前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

■4月からの手当の額

月額26,810円

■支給月

2月・5月・8月・11月

■支給制限

次のいずれかの事項に該当するときは、手当の受給ができません。

- ①身体障がい者厚生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方
- ※障がい者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が制限基準額以上であるときはその年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります

障がい児福祉手当

■対象者

日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する、在宅で20歳未満の重度障がい児

- ①両眼の視力の和が0.02以下
- ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない
- ③両上肢の機能に著しい障がいを有する
- ④両上肢のすべての指を欠く
- ⑤両下肢がまったく動かない
- ⑥両大腿を2分の1以上失っている
- ⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいを有する
- ⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある
- ⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい以前記①～⑧と同程度以上と認められる
- ⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前記①～⑨と同程度以上と認められる

④月からの手当の額
月額14,580円

■支給月

2月・5月・8月・11月

■支給制限

次のいずれかの事項に該当するときは、手当の受給ができません。

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設などに入所している方
- ③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

■現況届の提出をお忘れなく

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給されている方は、省令に基づき例年8月～9月に「現況届」を提出することになっています。対象の方には8月に通知書を発送いたしましたので、必ず届出をしてください。

■問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8900
☎(32)8601

南とちぎ大卒等就職面接会開催

このたび、小山わかものハローワークでは、「南とちぎ大卒等就職面接会」を開催します。就職活動中の皆様のご参加をお待ちしています。

■日時

10月4日(水)

午後1時～4時

(受付開始 午後0時10分)

■場所

小山グランドホテル

小山市神鳥谷202

■参加企業数

60社予定

■参加対象者

平成30年3月大学院・大学・短大・高専・専修学校等卒業予定者及び大学等卒業後3年以内の方

■問い合わせ先

小山わかものハローワーク
☎(37)7127